太陽光発電施設設置に係る関連法令（土地利用・環境等）

太陽光発電施設の設置に当たっては、様々な法令に基づく手続きが必要となります。主な手続きは、以下のとおりですが、地区計画の区域内や風致地区内での市町村条例等に基づく手続きなど、これ以外の手続きが必要となる場合があります。

手続きに不備や漏れがないよう、下記相談先や市町村に確認の上で、手続きを行ってください。

【1】必要となる主な手続き　（2025年3月1日現在）

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
1	国土利用計画法	売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した場合、利用目的（太陽光発電施設の設置）等について、契約締結日から2週間以内に、土地の所在する市町村長への届出が必要となる。 １届出が必要な面積 ・市街化区域:2,000㎡以上 ・市街化区域以外の都市計画区域:5,000㎡以上 ・都市計画区域外の区域:10,000㎡以上 ２届出の必要な取引 ・売買 ・一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡又は設定　等 ３届出のされた利用目的について、土地利用に関する計画への不適合などが認められる場合、市町村長が、勧告や助言を行う場合がある。	届出	地域振興課 (029-301-2619)	全市町村	各市町村担当課
2	重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律	開発区域内において、「特別注視区域」内にある200㎡以上の土地や床面積が200㎡以上の建物に関する所有権又はその取得を目的とする権利の移転又は設定する契約を行う場合は、事前の届出が必要となる。 ○届出が必要な契約　売買、贈与、交換、形成権（予約完結権、買戻し権） ※これらの予約である場合も含む ※相続、賃貸借契約の場合は、届出不要 ○届出の期限　　契約締結前 ※特別注視区域内にあるかどうかを確認するために、下記ＨＰでご確認ください。 https://www.cao.go.jp/tochichosa/kuiki/tokubetsuchushikuiki/ibarakiken.html	届出	地域振興課 (029-301-2619)	土浦市、小美玉市、阿見町	内閣府重要土地等調査法コールセンター (0570-001-125) ※平日9：30～17：30
3	茨城県県土利用の調整に関する基本要綱	大規模開発事業について、事前協議制度を設けており、事業者が個別規制法による申請を行う前に、庁内関係課で構成する土地利用合理化協議会において、関係法令間の調整を行う必要がある。 ○　事前協議が必要な行為 「茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱（建築指導課所管）」に規定する設計承認を要する5ha以上の土地開発事業（5ha未満であっても、開発区域内に4haを超える農地を含むものについては事前協議の対象） ※ただし、開発許可事務を処理することとされた市町村の区域内及び電気事業法第２条第１項第16号に規定される電気事業の場合には適用されない。 ※このほか都市計画法に基づく開発行為の許可を要する場合は、要相談	申出	地域振興課 (029-301-2619)	下妻市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市.稲敷市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、利根町（指導要綱適用市町村）	地域振興課 (029-301-2619)
4	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事への届出が必要となる。 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・水面の埋立て又は干拓 ・当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの 知事は、届出のあった場合において、保全のため必要があるときは、必要な助言又は勧告をすることができる。 なお、届出の受理については、対象地域の市町へ権限移譲を行っている。	届出	計画推進課 (029-301-2523)	常総市、坂東市、境町、五霞町、龍ケ崎市、牛久市、取手市	各市町村担当課
5	工場立地法	メガソーラー等の太陽光発電施設の設置は、工場立地法第6条による届出対象外。（ただし、工場立地法の届出対象である特定工場の敷地内に設置する場合は、工場立地法第8条による変更の届出が必要となる場合がある。）。	届出	立地整備課 (029-301-2752)	全市町村	各市町村担当課
6	自然公園法	「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は知事又は市長の許可が必要となる。 ②普通地域：建物；高さ13m又は延べ床面積1,000㎡、鉄塔；高さ30m、太陽光発電施設；同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡を超える工作物の新･増･改築、土地の形状変更等を行う場合は知事又は市長への届出が必要となる。 なお、特別地域内において1ha以上、普通地域において5ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※水郷筑波国定公園の特別地域及び普通地域の位置は、県環境政策課ホームページでも確認可能。 ■自然公園等配置図 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/shizen/koen/12.html	事前協議 ① 許可 ② 届出	環境政策課 自然・鳥獣保護管理G (029-301-2946)	小美玉市	小美玉市環境課 (0299-48-1111)
					上記以外の市町村	環境政策課 自然・鳥獣保護管理G (029-301-2946)

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
7	茨城県立自然公園条例	「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域：工作物の新･増･改築、木竹の伐採、土地の形状変更.鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可が必要となる。 ②普通地域：建物；高さ 13m 又は延べ床面積 1,000 ㎡、鉄塔；高さ 30m、太陽光発電施設；同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和 1,000 ㎡を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、知事又は市町長への届出が必要となる。 なお、特別地域内において 1ha 以上、普通地域において 5ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。 ※各県立自然公園の特別地域及び普通地域の位置は、県環境政策課ホームページでも確認可能。 ■自然公園等配置図 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/shizen/koen/12.html	事前協議 ①許可 ②届出	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）	笠間市、水戸市、大洗町、城里町	各市町担当課
					上記以外の市町村	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）
8	環境影響評価法	次の太陽光発電施設は、法律に基づき環境影響評価が必要となる。（R2.4.1 追加） ①出力が 4 万 kW 以上である太陽光発電施設（第一種事業） ②出力が 3 万 kW 以上 4 万 kW 未満である太陽光発電施設（第二種事業） ※②経済産業大臣が必要と判定したものに限る	環境影響評価手続き	環境政策課 環境企画 G （029-301-2933） ※法アセスの所管は環境省環境影響評価課	全市町村	環境政策課 環境企画 G （029-301-2933）
9	茨城県環境影響評価条例	次の太陽光発電施設は、条例に基づき環境影響評価が必要となる。 ①出力が 3 万 kW 以上である太陽光発電施設（R2.4.1 追加） ※環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施するものを除く ②事業場の用に供する土地の造成（土地の形質の変更(いわゆる切土、盛土)を伴う行為）の面積が 75ha 以上の太陽光発電施設 ※なお､近隣地域で互いに関連の強い事業者(グループ会社.主な出資者が同一等)であれば、一連の事業とみなし、基本的には合計面積で判断する。	環境影響評価手続き	環境政策課 環境企画 G （029-301-2933）	全市町村	環境政策課 環境企画 G （029-301-2933）
10	茨城県地球環境保全行動条例	敷地面積 6,000 ㎡以上の事業場は､緑化推進業務状況を定期的に報告しなければならない。	報告	環境政策課 地球温暖化対策 G （029-301-2939）	全市町村	環境政策課 地球温暖化対策 G （029-301-2939）
11	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内においては、建築物の新築・改築、水面の埋立て、木竹伐採といった行為等については、知事の許可が必要となる。 ※鳥獣保護区の特別保護地区の位置は県環境政策課ホームページでも確認可能 ■自然公園等配置図 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/shizen/koen/12.html ■鳥獣保護区等位置図 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/chojyuhogo/hunter-map.html	許可	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）	全市町村	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）
12	茨城県自然環境保全条例	「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区、野生動植物保護地区に分類指定されている。 ①特別地区:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、知事又は市村長の許可が必要となる。 ②普通地区：建物;高さ 10m 又は延べ床面積 200 ㎡、鉄塔；高さ 30m、その他の工作物;高さ 10m 又は水平投影面積 200 ㎡を超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、知事又は市村長への届出が必要となる。 なお､国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域並びに自然公園区域その他の法令で定める区域以外の区域において､土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事又は市村長が認める行為等については､自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。 「緑地環境保全地域」内の主な規制は、上記②の普通地区に同じ。 ※自然環境保全地域及び緑地環境保全地域の位置は､県環境政策課ホームページでも確認可能 ■自然公園等配置図 https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/shizen/shizen/koen/12.html	事前協議 ①許可 ②届出	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）	笠間市、小美玉市、東海村、守谷市、つくばみらい市	各市村担当課
					上記以外の市町村	環境政策課 自然・鳥獣保護管理 G （029-301-2946）
13	土壌汚染対策法	土地の形質変更(掘削及び盛土等)部分の合計面積が 3,000 ㎡(現在及び過去において有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地にあっては 900 ㎡）以上の場合、工事着手 30 日前までに知事への届出が必要となる。ただし、例外として、次のものは届出の対象外となる。 ･盛土しか行わない行為 ･形質変更の深さが最大 50cm 未満であり、区域外へ土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為 ･鉱山関係の土地において行われる土地の形質変更行為　等	届出	資源循環推進課 （029-301-3020）	水戸市、つくば市、古河市、笠間市	各市担当課
					上記以外 1)形質変更の面積が 20,000 平方メートル以上 2)形質変更の面積が 20,000 平方メートル未満	1)資源循環推進課 （029-301-3020） 2)市町村毎に下記の各県民センター等
					ひたちなか市、那珂市、小美玉市.茨城町、城里町、大洗町、東海村	環境政策課 県央環境保全室 （029-301-3044）
					日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター 環境･保安課 （0294-80-3355）
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター 環境･保安課 （0291-33-6056）

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
		※前ページから続く			土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター環境･保安課（029-822-7048）
					結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター環境･保安課（0296-24-9127）
14	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物が地下にあり､廃棄物処理法第 15 条の 17 により指定区域に指定されている土地の形質の変更を行おうとする者は、行為に着手する 30 日前までに知事への届出が必要となる。	届出	廃棄物規制課（029-301-3027）	水戸市、古河市、笠間市、大子町	各市町担当課
					上記以外の市町村	廃棄物規制課（029-301-3027）
15	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積について、埋立て等の区域面積が 5,000 ㎡以上（R7.4.1 以降は 3,000 ㎡超）となる場合は許可申請が必要となる。（なお、許可申請を行う前に、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づく事前協議手続きを済ませる必要がある。5,000 ㎡未満（R7.4.1 以降は 3,000 ㎡以下）の場合は各市町村の許可又は県への届け出の必要がある。）。ただし、以下については条例の適用除外となる。 ・造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て等 ・国又は地方公共団体が行う土地の埋立て等 ・採石法、砂利採取法及び廃棄物処理法での許認可等を受けた土地の埋立て等	許可	廃棄物規制課 不法投棄対策室（029-301-3033）	全市町村	廃棄物規制課 不法投棄対策室（029-301-3033） ※。5,000 ㎡未満（R7.4.1 以降は 3,000 ㎡以下）の場合には、各市町村埋立て条例担当課
16	茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領	「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づく土地の埋立て等の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者は、許可申請に際し、事前協議を行わなければならない。	協議	廃棄物規制課 不法投棄対策室（029-301-3033）	全市町村	廃棄物規制課 不法投棄対策室（029-301-3033）
17	採石法	○　太陽光発電施設の設置等に伴い、採石法第２条に定める岩石を反復継続して採取する場合は、以下の手続きが必要となる場合がある。 ･採石法第 32 条の登録を受けること（採石法第 32 条の４第１項第６号に定める採石業務管理者を置くこと）。 ･採石法第 33 条の岩石採取計画の認可を受けること。 ○　太陽光発電事業予定地が、認可を受けている岩石採取場に含まれる場合は、以下のいずれかの手続きが必要となる。 ･採取場の一部を事業地とする場合は、当該区域を採取場から除外するため、認可を受けている採石業者が、採石法第 33 条の５の変更の認可を受けること。 ･採取場の大部分を事業地とし、岩石採取を廃止する場合は、認可を受けている採石業者が採石法第 33 条の 10 に基づき、採取場の廃止を届け出ること。	申請	技術革新課（029-301-3584）	全市町村	技術革新課（029-301-3584）
18	砂利採取法	○　太陽光発電施設の設置等に伴い、砂利（砂及び玉石を含む。）を反復継続して採取する場合、以下の手続が必要となる場合がある。 ･砂利採取法第３条の登録を受けること（砂利採取法第６条第１項第６号に定める砂利採取業務主任者を置くこと）。 ･砂利採取法第 16 条の砂利採取計画の認可を受けること。 ○　太陽光発電事業予定地が、認可を受けている砂利採取場（砂利の洗浄場を含む。）に含まれる場合は、以下のいずれかの手続きが必要となる。 ･採取場の一部を事業地とする場合は、当該区域を採取場から除外するため、認可を受けている砂利採取業者が、砂利採取法第 20 条の変更の認可を受けること。 ･採取場の大部分を事業地とし、砂利採取を廃止する場合は、認可を受けている砂利採取業者が砂利採取法第 24 条に基づき､採取場の廃止を届け出ること。	申請	技術革新課（029-301-3584）	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	技術革新課（029-301-3584）
					常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター環境･保安課（0294-80-3355）
					日立市、高萩市、北茨城市	県北県民センター日立商工労働センター（0294-21-6711）
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター環境･保安課（0291-33-6056）
					土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市､守谷市､稲敷市、かすみがうら市､つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター環境･保安課（029-822-7067）
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター環境･保安課（0296-24-9140）
19	森林法（第 10 条の 2）開発行為の許可	森林には、木材の生産のほか、災害の防止、水源の涵養など、様々な機能がある。こうした森林が無秩序に開発されるのを防止するため、1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は 0.5ha）を超えて地域森林計画対象民有林（5 条森林）において開発行為をしようとする者は、知事（権限移譲市においては市長）の許可を取得するが必要がある。（※） ※1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は 0.5ha）以下の開発を行った後に､引き続いて隣接する森林において一体的な開発を行い､全体で 1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は 0.5ha）を超える場合であっても許可の対象となるため留意すること。	許可	林政課（029-301-4031）	北茨城市、大子町、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市	県北農林事務所林業振興課（0294-80-3370）
					水戸市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所林業振興課（029-231-2079）
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行農林事務所林業振興課（0291-33-4123）

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
		※前ページから続く			土浦市、石岡市、龍ケ崎市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南農林事務所林業振興課（029-822-7087）
					古河市、結城市、下妻市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西農林事務所林業振興課（0296-24-9176）
					取手市	取手市農政課（0297-74-2141 代表）
					常総市	常総市農政課（0297-23-9037）
					笠間市	笠間市農政課（0296-77-1101 代表）
20	森林法(第10条の８）伐採及び伐採後の造林の届出	地域森林計画対象民有林（5条森林）において立木を伐採する場合、伐採を行う森林の所在する市町村長へ、「伐採及び伐採後の造林の届出書」を伐採を開始する日の30～90日前までに提出する必要がある。 なお、森林以外の用途への転用を行うもので、開発に係る面積が1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ha）を超える場合には、開発行為の許可が必要となるため留意すること。（※） ※1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ha）以下の開発を行った後に、引き続いて隣接する森林において一体的な開発を行い、全体で1ha（太陽光発電施設の設置を目的とする場合は0.5ha）を超える場合には許可の対象となるため留意すること。	届出	林政課（029-301-4031）	河内町を除く市町村	各市町村担当課
21	森林法(第10条の７の2)森林の土地の所有者となった旨の届出等	新たに森林の土地の所有者となった者は、土地の所有者となった90日以内に、取得した土地がある市町村長への届出が必要となる。	届出	林政課（029-301-4031）	河内町を除く市町村	各市町村担当課
22	森林法(第26条、第26条の２、第27条第１項)保安林の指定の解除	保安林については、立木の伐採や土地の形質の変更などが制限されている。保安林の指定の解除は森林法第26条又は第26条の2に規定する場合に限られ、解除の権限は大臣又は知事が有している。	指定の解除	林業課（029-301-4056）	日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北農林事務所林業振興課（0294-80-3370）
					水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所林業振興課（029-231-2079）
23	森林法(第34条第２項)保安林内作業許可	保安林内で、土石の採掘、開墾その他土地の形質を変更する行為を行う場合には、知事の許可が必要となる。	許可		鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行農林事務所林業振興課（0291-33-4123）
					土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南農林事務所林業振興課（029-822-7087）
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西農林事務所林業振興課（0296-24-9176）
24	茨城県水源地域保全条例(第９条)水源地域の土地の所有権等の移転等の届出	水源地域の土地の所有者等は、所有権の移転等に係る契約を締結しようとするときは、30日前までに知事への届出が必要となる。	届出	林政課（029-301-4031）	北茨城市、大子町、高萩市、日立市、常陸太田市、常陸大宮市	県北農林事務所林業振興課（0294-80-3370）
					水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、那珂市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所林業振興課（029-231-2079）
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行農林事務所林業振興課（0291-33-4123）
					土浦市、石岡市、龍ケ崎市、牛久市、つくば市、守谷市、取手市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、利根町	県南農林事務所林業振興課（029-822-7087）
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、境町	県西農林事務所林業振興課（0296-24-9176）
25	農地法	農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、あらかじめ知事又は指定市町村長の許可が必要となる。 ・集団的優良農地については、原則不許可である。 ・市街化区域内の農地又は採草放牧地に発電設備を設置する場合、市町村農業委員会への届出が必要となる。 ・転用する農地の面積が4ha超の場合は、農林水産大臣との協議を要する。	許可又は届出	農業政策課（029-301-3838）	全市町村	各市町村農業委員会

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
26	農業振興地域の整備に関する法律（農振法）	農用地区域に発電設備を設置する場合、あらかじめ農用地区域から除外する必要がある。 除外は、農地転用許可見込みがあることを前提として、除外の要件を全て満たす場合に限ってできる。	市町村：計画変更 県：同意	農業政策課 （029-301-3838）	全市町村	各市町村農政担当課
27	河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地等で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合は、河川管理者（※1）の許可が必要となる。 ※1　河川管理者 一級河川（国土交通省大臣管理区間）国土交通大臣 一級河川（県知事管理区間）茨城県知事 二級河川　茨城県知事 準用河川　各市町村長	許可	河川課 （029-301-4478）	大子町	大子工務所 道路河川整備課 （0295-72-1714）
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 （0294-80-3364）
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 （0293-22-2250）
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 （0295-52-3157）
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 （029-225-4045）
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 （0291-33-6482）
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 （029-822-4345）
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 （0296-24-9275）
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所河川整備課 （0299-62-3729）
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町.利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市	竜ケ崎工事事務所 河川整備課 （0297-65-1716）
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 （0297-42-2604）
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所河川整備課 （0280-87-1954）
28	海岸法	海岸保全区域や一般公共海岸区域で工作物の設置や土地の形状変更を行う場合は、知事の許可が必要となる。	許可	河川課 （029-301-4478）	北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 （0293-22-2250）
					ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 （0295-52-3157）
					大洗町	水戸土木事務所 河川整備課 （029-225-4045）
					鉾田市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 （0291-33-6482）
					鹿嶋市、神栖市	潮来土木事務所 河川整備課 （0299-62-3729）
29	砂防法	砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ・工作物を新築し、改築し、又は除去すること。 ・砂防設備を占有すること。 ・竹木を伐採し．又は芝草その他の生産物を採取すること。 ・滑り下し又は地引により物件の運搬を行なうこと。 ・開墾その他により土地の原状を変更すること。	許可	河川課 水防災・砂防対策室 （029-301-4498）	大子町	大子工務所 道路河川整備課 （0295-72-1714）
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 （0294-80-3364）
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 （0293-22-2250）
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 （0295-52-3157）
					城里町.水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 （029-225-4045）
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 （0291-33-6482）

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
		※前ページから続く			石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市	竜ケ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所河川整備課 (0280-87-1954)
30	地すべり等防止法	地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ・地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの。地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。 ・地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ・のり切又は切土で政令で定めるもの ・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ・その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498) 国土交通大臣指定箇所	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市	竜ケ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)
				林業課（029-301-4056） 農林水産大臣指定箇所	日立市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北農林事務所 森林土木課 (0294-80-3371)
					水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	県央農林事務所 林業振興課 (029-231-2079)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行農林事務所 林業振興課 (0291-33-4123)
					土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南農林事務所 林業振興課 (029-822-7087)
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西農林事務所 林業振興課 (0296-24-9176)

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
31	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。 ･水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 ･ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ･のり切、切土、掘削又は盛土 ･立木竹の伐採 ･木竹の滑下又は地引による搬出 ･土石の採取又は集積 ･その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常陸大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市、かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市	竜ケ崎工事事務所 河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)
32	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。 ･特定開発行為を行う場合（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療機関（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものの建設）	許可	河川課 水防災・砂防対策室 (029-301-4498)	大子町	大子工務所 道路河川整備課 (0295-72-1714)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 河川整備課 (0294-80-3364)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 河川整備課 (0293-22-2250)
					常睦大宮市、那珂市、ひたちなか市、東海村	常陸大宮土木事務所 河川整備課 (0295-52-3157)
					城里町、水戸市、笠間市、茨城町、大洗町、小美玉市	水戸土木事務所 河川整備課 (029-225-4045)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路河川整備課 (0291-33-6482)
					石岡市．かすみがうら市、土浦市、つくば市、つくばみらい市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					桜川市、筑西市、結城市	筑西土木事務所 河川整備課 (0296-24-9275)
					鹿嶋市、神栖市、潮来市	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
					阿見町、美浦村、稲敷市、河内町、利根町、取手市、守谷市、牛久市、龍ケ崎市	竜ケ崎工事事務所河川整備課 (0297-65-1716)
					八千代町、下妻市、常総市	常総工事事務所 道路河川整備課 (0297-42-2623)
					古河市、坂東市、境町、五霞町	境工事事務所 河川整備課 (0280-87-1954)

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
33	特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川（※）流域内の宅地等以外の土地において、1,000m2 以上の次に掲げる行為をする者は、茨城県知事の許可が必要となる。 ・宅地等にするために行う土地の形質の変更 ・土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うこと） ・土地からの流出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量)を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの ＜政令で定めるもの＞ ・ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為 ・ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く。） ※本県では、R6.3.29　中川・綾瀬川流域が特定都市河川に指定、R7.7.1 から本流域に適用され、法第 30 条に規定する「雨水浸透阻害行為」の手続きが必要となる。	許可	河川課 (029-301-4486)	五霞町	河川課 (029-301-4486)
34	港湾法	港湾区域内や港湾隣接地域内での水域又は土地を占用する場合、一定の工事（構築物の建設）を行う場合には港湾管理者の許可が必要となる。 臨港地区内で一定規模以上の工場又は事業場の新設や増設をする場合は、港湾管理者に届出が必要となる。 ※設置には十分な検討や調整が必要	許可又は届出	港湾課 (029-301-4521)	日立市	茨城港湾事務所日立港区事業所 港営課 (0294-52-4000)
					東海村、ひたちなか市	茨城港湾事務所 港営課 (029-265-1260)
					大洗町	茨城港湾事務所大洗港区事業所 港営課 (029-267-2700)
					鹿嶋市、神栖市（軽野港港湾区域を除く）	鹿島港湾事務所 港営課 (0299-92-2112)
					土浦市	土浦土木事務所 河川整備課 (029-822-4345)
					潮来市、神栖市（軽野港港湾区域内に限る）	潮来土木事務所 河川整備課 (0299-62-3729)
35	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	特定建設資材を用いた対象建設工事（工作物に関する工事（土木工事等）、請負金額 500 万円以上）を行う発注者は、工事着手 7 日前までに知事（又は特定行政庁である市の長）に届出が必要となる。	届出	検査指導課 (029-301-4386)	水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市	各市建築担当課
					笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	建築指導課 県央建築指導室 (029-301-4787)
					常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター 建築指導課 (0294-80-3344)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター 建築指導課 (0291-33-4114)
					石岡市、龍ケ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター 建築指導課 (029-822-7079)
					結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター 建築指導課 (0296-24-9154)
36	景観法	景観行政団体が景観計画に定めた景観形成規準(良好な景観の形成のための行為の制限)に基づき、一定規模以上の建築物等については、当該景観行政団体の長へ事前の届出が必要となる。 1　届出が必要な行為 当該市の景観計画に定める行為 ※　重点的かつ計画的に景観の保全、誘導を図る必要がある地区については、行為の制限がより厳しくなっている。 2　届出の内容について、当該景観行政団体が、景観形成規準に基づき指導等を行う場合がある。	届出	都市計画課 (029-301-4579)	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、桜川市、つくばみらい市、大洗町	各市 景観行政担当課

<table>
<tr><th rowspan="2">番号</th><th rowspan="2">関係法令</th><th rowspan="2">主な手続きの概要</th><th rowspan="2">手続きの類型</th><th rowspan="2">県所管課
（電話番号）</th><th colspan="2">相談先</th></tr>
<tr><th>対象地域
（市町村）</th><th>窓口
（電話番号）</th></tr>
<tr><td rowspan="7">37</td><td rowspan="7">茨城県景観形成条例</td><td rowspan="7">条例に定める大規模行為については、良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすことから、当該行為に着手する 30 日前までに知事への届出が必要となる。
１　届出が必要な行為（大規模行為）
<table><tr><td>行為の区分</td><td colspan="3">規模</td></tr><tr><td rowspan="3">建築物</td><td colspan="2">都市計画区域内</td><td rowspan="2">都市計画区域外</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>非用途地域</td></tr><tr><td>高さ 31m 超</td><td>高さ 20m超</td><td>高さ 15m超</td></tr><tr><td colspan="3">高さ 9m超，かつ，延床面積 2,000 ㎡超</td></tr><tr><td rowspan="2">工作物</td><td colspan="2">よう壁</td><td>よう壁以外</td></tr><tr><td colspan="2">高さ 5m超</td><td>高さ 15m超</td></tr><tr><td rowspan="2">土地の形質の変更</td><td>都市計画区域内</td><td colspan="2">都市計画区域外</td></tr><tr><td>・変更に係る面積 15,000 ㎡以上
・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ 5m超，かつ，長さ 10m以上のもので，変更に係る面積 3,000 ㎡以上</td><td colspan="2">・変更に係る面積 50,000 ㎡以上
・変更に伴い生じるのり面・よう壁が高さ 5m超，かつ，長さ 10m 以上のもので，変更に係る面積 5,000 ㎡以上</td></tr></table>※大規模行為のうち以下の行為を「★」とする。
・公立学校、工場及び倉庫以外の建築物であって５以上の階数を有するもの又は延べ床面積が 2,000 平方メートル以上のものに係る行為
・ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設に係る行為
・メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するものに係る行為
・都市計画区域内における汚物処理場等の用途に供する工作物に係る行為
・土地の形質の変更であって変更に係る土地の面積が 50,000 平方メートル以上（農地については 40,000 平方メートル超、土採取に係る変更については 30,000 平方メートル以上）の行為

２　届出の内容について、知事が、条例により定めた景観形成規準に基づき、助言及び指導、勧告等を行う場合がある。</td><td rowspan="7">届出</td><td rowspan="7">都市計画課
(029-301-4579)</td><td>日立市、高萩市、北茨城市、取手市、ひたちなか市（全ての大規模行為）</td><td>各市
景観行政担当課</td></tr>
<tr><td>上記及び景観法の対象地域を除く市町村
（★の行為）</td><td>建築指導課
029-301-4727</td></tr>
<tr><td>常陸太田市、常陸大宮市、大子町
（★以外の行為）</td><td>県北県民センター
建築指導課
(0294-80-3344)</td></tr>
<tr><td>那珂市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村
（★以外の行為）</td><td>建築指導課
県央建築指導室
(029-301-4784)</td></tr>
<tr><td>鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
（★以外の行為）</td><td>鹿行県民センター
建築指導課
(0291-33-4113)</td></tr>
<tr><td>龍ケ崎市、稲敷市、かすみがうら市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
（★以外の行為）</td><td>県南県民センター
建築指導課
(029-822-8519)</td></tr>
<tr><td>下妻市、常総市、筑西市、坂東市、八千代町、五霞町、境町
（★以外の行為）</td><td>県西県民センター
建築指導課
(0296-24-9149)</td></tr>
<tr><td>38</td><td>都市緑地法</td><td>特別緑地保全地区において、以下の行為を行う場合は、当該市長の許可が必要となる。
・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
・宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採取その他の土地の形質の変更
・木竹の伐採
・水面の埋立て又は干拓
・その他当該緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為</td><td>許可</td><td>都市整備課
(029-301-4655)</td><td>水戸市</td><td>水戸市公園緑地課
(029-232-9214)</td></tr>
<tr><td rowspan="5">39</td><td rowspan="5">宅地造成及び特定盛土等規制法（第 12 条、第 30 条）</td><td rowspan="5">宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は、知事の許可が必要となる。
・宅地造成等に関する工事
・特定盛土等又は土石の堆積に関する工事</td><td rowspan="5">許可</td><td rowspan="5">建築指導課
(029-301-4732)</td><td>笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村</td><td>建築指導課
県央建築指導室
(029-301-4787)</td></tr>
<tr><td>日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町</td><td>県北県民センター
建築指導課
(0294-80-3344)</td></tr>
<tr><td>鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市</td><td>鹿行県民センター
建築指導課
(0291-33-4114)</td></tr>
<tr><td>土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町</td><td>県南県民センター
建築指導課
(029-822-7079)</td></tr>
<tr><td>古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町</td><td>県西県民センター
建築指導課
(0296-24-9154)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">40</td><td rowspan="4">宅地造成及び特定盛土等規制法（第 27 条）</td><td rowspan="4">特定盛土等規制区域内において、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行う場合は、工事着手 30 日前までに知事に届出が必要となる。</td><td rowspan="4">届出</td><td rowspan="4">建築指導課
(029-301-4732)</td><td>水戸市</td><td>水戸市建築指導課
(029-306-6590)</td></tr>
<tr><td>城里町</td><td>建築指導課
県央建築指導室
(029-301-4787)</td></tr>
<tr><td>日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町</td><td>県北県民センター
建築指導課
(0294-80-3344)</td></tr>
<tr><td>石岡市、かすみがうら市</td><td>県南県民センター
建築指導課
(029-822-7079)</td></tr>
</table>

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
41	茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱	1ha 以上の土地の区画形質の変更については、本指導要綱による設計承認を受ける必要がある（ただし、開発許可事務を処理することとされた市町村の区域を除く。）。 なお、土地の区画形質の変更に該当するか否かについては、平面図、太陽光発電設備等の配置図、造成計画図等を提示の上、開発許可相談窓口で協議すること。 ※電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。）の用に供する目的で行う土地開発事業については、適用除外となる。 ※県指導要綱以外に、市町村独自の指導要綱等が適用される場合があるので、右記を含めて各市町村の開発許可相談窓口で協議すること。	許可等（設計承認）	建築指導課 (029-301-4732)	下記の市町村（大規模開発行為（5ha 以上又は農地 4ha 超）に限る。）	建築指導課 (029-301-4732)
					茨城町、大洗町、城里町（大規模開発行為を除く。）	建築指導課 県央建築指導室 (029-301-4787)
					高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町（大規模開発行為を除く。）	県北県民センター 建築指導課 (0294-80-3344)
					鹿行地域市町村は権限委譲済み	鹿行県民センター 建築指導課 (0291-33-4114)
					稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町（大規模開発行為を除く。）	県南県民センター 建築指導課 (029-822-7079)
					下妻市、八千代町、五霞町（大規模開発行為を除く。）	県西県民センター 建築指導課 (0296-24-9154)
42	文化財保護法	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要となる。 工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の市町村文化財所管課等へ確認が必要である。 ※県 HP 電子行政サービス内「いばらきデジタルまっぷ」で、国指定、県指定及び市町村指定の史跡、名勝及び天然記念物の範囲を閲覧できますが、ずれ等が生じることがあるため、必ず当該市町村の文化財所管課に照会ください。	許可	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課
43	文化財保護法	埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。 文化財保護法では周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続きや、工事中に新たに遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から事業予定地の市町村の文化財所管課に情報提供願いたい。 ※県 HP 電子行政サービス内「いばらきデジタルまっぷ」で、周知の「埋蔵文化財包蔵地」の範囲を閲覧できますが、ずれが生じることがあるため必ず市町村の文化財所管課に照会ください。	届出	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課
44	茨城県文化財保護条例	古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地．動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、「史跡名勝天然記念物」に指定されている。 指定された史跡名勝天然記念物について建築・土木工事等により現状変更をする場合又はその保存に影響が及ぶ場合は、事前に文化庁長官又は県・市町村の教育委員会の許可が必要となる。 工事内容や場所により申請先が異なるので、計画段階で事業予定地の市町村文化財所管課等へ確認が必要である。 ※県 HP 電子行政サービス内「いばらきデジタルまっぷ」で、国指定、県指定及び市町村指定の史跡、名勝及び天然記念物の範囲を閲覧できますが、ずれ等が生じることがあるため、必ず当該市町村の文化財所管課に照会ください。	許可	教育庁文化課 (029-301-5447)	全市町村	各市町村文化財所管課

【２】その他注意すべき法令等

番号	関係法令	主な手続きの概要	手続きの類型	県所管課（電話番号）	相談先	
					対象地域（市町村）	窓口（電話番号）
1	火薬類取締法	火薬類製造施設(8 市 1 町 11 事業所)及び火薬庫（18 市 5 町 1 村　約 180 棟）は、保安物件である太陽光発電設備(※)に対して一定の保安距離を取る必要がある。 火薬類製造施設及び火薬庫等は、後から設置された太陽光発電設備に対しても保安距離を確保する必要があるため、下記条件の一つである出力 1,000kW 以上の太陽光発電設備の設置にあたっては、計画段階において周辺にこれらの施設がないか確認すること。 ※以下のいずれの条件にも該当する発電用の電気工作物について、電気事業等の用に供する電力の合計が 1 万 kW を超えるもの。 ①出力計 1,000kW 以上 ②託送契約上の同時最大受電電力が５割超 ③年間の逆潮流量（電力量）が５割超	義務	消防安全課 産業保安室 (029-301-3594)	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村	消防安全課 産業保安室 (029-301-3594)
					常陸太田市、常陸大宮市、大子町	県北県民センター 環境･保安課 (0294-80-3355)
					日立市、高萩市、北茨城市	県北県民センター 日立商工労働センター (0294-21-6711)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	鹿行県民センター 環境･保安課 (0291-33-6056)
					土浦市、石岡市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	県南県民センター 環境･保安課 (029-822-7067)
					古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町	県西県民センター 環境･保安課 (0296-24-9140)
2	道路法	県管理道路へ、道路に関する工事又は道路の維持を行う場合は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要がある。(法第 24 条) 県管理道路に、工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受ける必要がある。(法第 32 条) ※国、市町村が管理する道路については、各道路管理者の許可が必要となる。 ※道路上で工事又は作業を行う場合には、所轄警察署の道路使用許可が必要となる。(道路交通法第 77 条)	許可	道路維持課 (029-301-4467)	水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町	水戸土木事務所 道路管理課 (029-225-4061)
					常陸大宮市、ひたちなか市、那珂市、東海村	常陸大宮土木事務所 道路管理課 (0295-52-3152)
					大子町	大子工務所 道路管理課 (0295-72-1715)
					常陸太田市	常陸太田工事事務所 道路管理課 (0294-80-3362)
					北茨城市、高萩市、日立市	高萩工事事務所 道路管理課 (0293-22-2255)
					鉾田市、行方市	鉾田工事事務所 道路管理課 (0291-33-2143)
					鹿嶋市、潮来市、神栖市	潮来土木事務所 道路管理課 (0299-62-3726)
					龍ケ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町	竜ケ崎工事事務所 道路管理課 (0297-65-1297)
					土浦市、石岡市、つくば市、かすみがうら市、つくばみらい市	土浦土木事務所 道路管理課 (029-822-4346)
					筑西市、桜川市、結城市	筑西土木事務所 道路管理課 (0296-24-9269)
					下妻市、常総市、八千代町	常総工事事務所 道路管理課 (0297-42-2505)
					古河市、坂東市、五霞町、境町	境工事事務所 道路管理課 (0280-87-0458)
3	道路法	道路を車両制限令で定める最高限度を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる。(法第 47 条の 2)	許可	道路維持課 (029-301-4467)	全市町村 （県管理道路のみ）	道路維持課 (029-301-4467)

【参考】太陽光発電施設に係るガイドライン等

【１】【２】で示した関係法令のほか、国からガイドライン等が示されているので、太陽光発電施設の設置に当たり参考にしてください。

〇太陽光発電施設の設置全般

名称	発行元	概要
再生可能エネルギー事業支援ガイドブック	資源エネルギー庁	・FIT･FIP 制度の基本的な仕組み ・事業用地を選定・使用するに当たり、必要な主な許認可手続き ・事業に必要な資金調達をサポートする施策等 ・再生可能エネルギー事業事例集　等
事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）	資源エネルギー庁	・適切な事業実施のために必要な企画立案 ・設計・施工 ・地域活用に関する事項 ・撤去及び処分　等
説明会及び事前周知措置実施ガイドライン	資源エネルギー庁	・説明会等を実施すべき再エネ発電事業 ・説明会の要件 ・事前周知措置の要件　等

〇環境影響

名称	発行元	概要
太陽光発電の環境配慮ガイドライン	環境省	・環境配慮の手順 ・環境配慮に係る地域とのコミュニケーション ・設計段階の環境配慮のポイント（土地の安定性、濁水、騒音、反射光、工事に関する粉じん等、騒音・振動、景観、動物・植物・生態系、人と自然との触れ合いの活動の場） ・施設設置後の環境配慮　等

〇使用済み太陽光発電設備の処理

名称	発行元	概要
廃棄用費用積立ガイドライン	資源エネルギー庁	・廃棄等費用の積立の実施等 ・FIT 認定事業における外部積立ての方法 ・FIP 認定事業における外部積立ての方法 ・発電事業を譲渡する場合の注意点　等
太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）	環境省	・太陽光発電設備の利用もしくは発電事業を停止/終了した場合の対応 ・太陽光発電設備の安全管理 ・使用済太陽光電池モジュールの処理 ・太陽電池モジュールのリユースにおける実施事項 ・災害時における使用済太陽光発電設備の取扱い　等

〇その他

名称	発行元	概要
営農型太陽光発電取組支援ガイドブック	農林水産省	・営農型太陽光発電の概要 ・全国の農業者の取組事例 ・営農型太陽光発電を始めるための取組フロー ・事業を始めるに当たり留意すべき点　等